

オーダーメイド集計の要件緩和に係る経緯・今後の進め方（案）

平成 26 年 12 月 18 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 前回研究会（平成 26 年 3 月 26 日）で提示した論点

- 利用（者）を限定するべきか否か。限定する場合にはどのような条件とすることが適切か。利用（者）を限定しない場合、手続面の相当の簡素化が可能となる。
- 利用目的によって利用料金に差をつけるべきか（ビジネス目的と研究目的で差をつける、学生割引を導入するなど）。
- 利用者の裾野拡大に伴い、統計リテラシーの向上の必要性も高まるのではないか。

→ 制度見直しに向け、更に論点を整理して検討を進める必要がある。

（注）当日の配布資料から一部文言を修正の上抜粋

2 前回研究会等を踏まえた各府省等の意見

（利用目的の公益性等）

- 利用目的の制限の撤廃も視野に入れた、利用目的の緩和が必要。ただし、公益性の観点、秘匿の確保や本来業務の遂行の支障などの観点に留意すべき。
- 利益目的への条件の緩和は慎重であるべき。
- 利用目的の制限を緩和する方向で検討することに賛成。例えば、現状では次の対応が困難。
 - ①行政機関及び地方公共団体による行政目的
 - ②営利企業によるビジネス利用
 - ③シンクタンクによる研修目的利用

ただし、②、③はリソースの範囲内での対応になるが、利用結果が企業等の内部でのみ活用されると想定されることにもかんがみ、公共性の程度が従来の利用目的と異なる点を踏まえる必要

（行政リソース・手数料等）

- 自らが求めるデータ（集計表）について、どの統計調査を用いればよいのかもわかっていない利用者も多く、そこから相談に応じる必要がある。また、利用者の予算上の制約も関わってくるので、そのマネジメントもしている面もある。
- これまでの利用実績からみて、オーダーメイド集計に関する業務の専任者を置くことはできない。利用目的の制限をなくし、業務が急に拡大した場合、対応は困難
- 利用料金が高いのではないかとという利用者側からの指摘に関しては、職員を張り付けて対応することを考えると、ある程度高額になる面も仕方ないと思われる。
- 学割など、利用目的で料金を分けた場合、その適用の判断が難しい場合があると思われる。また、実費負担の原則との関係について考える必要

(利用者の統計リテラシー)

- 自らが求めるデータ（集計表）について、どの統計調査を用いればよいのかもわかっていない利用者も多く、そこから相談に応じる必要がある。（再掲）
- 大学院生の利用が増えてきているが、表頭表側という用語もわからない人が多い。オーダーメイド集計は、本来、統計作成仕様書が定まらないと始まらないのだが、それに至るまでにかかり時間がかかる場合が多い。相談窓口でサポートはするが、こちらからの問い合わせへのレスポンスが遅いなど限界がある。
- ホームページで利用の手引きやQ&Aを掲載しているが、ほとんどの利用者について読まれていないのが現状。利用者の裾野が広がって、基礎知識として、利用の手引き等を活用することが広まることが望まれる。

3 オーダーメイド集計を利用した、又は、利用を検討した企業等の意見

【A社】

- 会社から自分の裁量で使える研究開発予算がでており、研究成果を公共のものとするにも理解を得ている。その意味では、自分のケースでは現行の利用条件で困っていない。ただし、一般的な企業であれば、経営計画への利用など営利目的も可としないと利用は厳しいと思われる。
- 統計データの価値を知らない企業も多く、オーダーメイド集計については、ほとんど知られていないのではないかと。
- 研究分析は試行錯誤的なものであり、オーダーメイド集計のオーダーがあったものをすべて公表統計に採用する必要はないと考える。
- 学術目的限定なので、行政機関自らが使いにくいのが問題である。役所の外部コンサルが使う場合に障害になり得る。

【B社】

- 研究成果を公表した後に、他の情報と併せて有償のレポートとしても活用している。ただし、学術研究目的が利用条件とされている中で、このような利用方法も可能であるとは当初は思わなかった。ダメ元で、利用条件について利用相談の中で話を詰めていってわかったことであった。
- 他の企業では、そもそもオーダーメイド集計を知らないのではないかと。潜在的なニーズはあると思う。
- 利用料金は、当然安い方が好ましいが、手間賃としては妥当ではないかと思う。また、オーダーした集計表はマニアックな類（たぐい）なので、予め公表集計に入っていないことについても不満はない。
- 手続上、社長の身分証明書の写しが必要となることについて、利用の障害となる企業もあると思われる。
- 統計センターで提供しているもののほかに、各府省で直接オーダーメイド集計の提供を行っているものが別にあることは知らなかった。
- 新しい年次データの提供開始は速やかにやってくれていると思う。過去のデータもできるだけ遡って対応してもらえるとありがたい。

【C社】

- 研究成果をホームページで公表することが必要となったが、これまで公表した研究成果は技術的な報告に限られており、市況分析の掲載要請は他とのバランスを崩すという判断をし、結果として、オーダーメイド集計の利用を見送った。
- 「基本的に利用は自由」とした上で「禁止事項制限（ネガティブリスト）」を挙げ、社会に害を成す利用を排除するとともに、私企業による利益追求を目的とした利用については門戸を開くことを要望する。
- 「利用者の創意工夫は個々のノウハウであり、その成果に基づく利益は保護されるべきである」と考えるので、成果の公表は利用者の任意とすることを要望する。成果発表が自らの利益となる研究者でない利用者の場合、この要件は利用の阻害となる。

【D社】

- オーダーメイド集計については、サービス開始前から期待していたが、現状の利用条件は、厳しすぎると思われる。「一般の利用が可」としているが、実質的にはそうっていない。
統計法の第一条には、「公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と位置づけられており、その趣旨を、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）では、「公的統計が、第一に、企業や個人にとって、中長期の事業計画や生活の設計、資金調達や投資、消費・貯蓄といった経済行動や社会へのかかわりの中で、合理的な意思決定を支える重要な指標であること」としていることとのかい離を感じる。
- 現行でも、学術論文等として公表されたものであれば事業活動に転用することは可能とのことだが、ホームページやパンフレットなどからは読み取れない。
また、民間企業にとって、研究成果の公表義務はとてもハードルが高く、受益者負担の関係からも、そもそもとして、研究成果の公表義務を求めることについて必然性がないのではないか。
- 過去に、オーダーメイド集計の利用を検討し、作成する集計表の仕様書案作成や利用料金の見積もりまで話が進んでいたが、社長の身分証明書（運転免許等の写し）が必要と知り、利用を見送ったことがある。
- 民間のコンサルティングに頼むと数百万円単位になることが多々あることに対して、オーダーメイド集計の利用料金については安いと感じた。
- 社長の身分証明書の件のみならず、全体として利用手続や必要書類が煩瑣である。あくまで集計表の提供であるのだから、匿名データの提供と同じ手続にする必要はないはず。
理想的には、集計結果の提供までを含めて、インターネット上で簡便にできるのがよい。
- オーダーメイド集計のPRが足りない。オーダーメイド集計の紹介のホームページがあっても、e-Statで集計表を調べている者への誘導が上手くできていない。
- オーダーメイド集計の潜在的なニーズはあると思われるが、裾野はそれほど広くないと思う。シンクタンク等を除くと、公表されている統計データでも、これを活用している企業は一般的には少ないと思われる。

4 利用条件の緩和の基本的な方向性及び論点

(1) 利用条件の緩和の基本的な方向性

- オーダーメイド集計は、一般の求めに応じて、更に行政資源を投入して新たな集計を行うものである。このため、統計調査に協力していただいている国民の信頼確保や成果の社会への還元も求められるものであり、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課すことはやむを得ないのではないかと。なお、全面的な緩和は、法改正が必要となる。
このため、企業等の意見を踏まえつつ可能な範囲で利用目的の緩和や手続の簡素化を行うとともに、制度のPRにしっかり取り組み、潜在的な利用ニーズの発掘や国民の理解を深めることとしてはどうか。
- 手数料の設定については、作成に係る経費が一律であることや、公平性の観点も踏まえ、明確かつ簡易に行われるべきことに留意が必要であり、利用形態（利用目的・利用者等）によって異なる料金設定の導入は当面見送ることとしてはどうか。
- 統計リテラシーの向上については、統計データを用いた実践的授業の推進、教材や教員等を対象とした研修の充実、一般用マイクロデータ（仮称）の提供等の取組を進めてはどうか。

(2) 具体的な検討内容

現状	以下のすべてに該当することが必要		
	学術研究（高等教育）の発展に資すると認められる場合	統計成果物を学術研究（大学又は高等専門学校における教育）の用に供することを直接の目的とすること	統計成果物を用いて行った学術研究の成果（教育内容）の公表
具体的な論点	例えば、次を含めるべきか ・教育（社会教育、初等・中等教育）の利用 ・企業における研修に利用 ・企業における商業的研究（商品開発や市場分析等）に利用等	「直接の目的」を見直すべきか。（例えば、研究成果の利用目的が一義的には商業的研究であっても、学術研究等の用に供される場合も認めるなど）	事後的な公表や統計成果物のみの公表でもよいとすべきか（「直接の目的」とも関係） また、一定の公益性が確保される場合（行政機関等の直接利用、委託研究など）など、公表内容を簡素化すべきかなど。

【参考】関連規定

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（手数料）

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

○ 統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）（抄）

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

○ 委託による統計の作成等に係るガイドライン（総務省政策統括官（統計基準担当）決定 平成 24 年 8 月最終改正）（抄）

第 7 委託申出に対する審査

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的の一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次

的に営利目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合には本要件に該当するものとは認められない

第 15 統計成果物の提供後の利用制限

委託申出者は、規則第 13 条第 2 項に基づき委託申出書に記載した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

したがって、承諾された利用目的以外の場合は、第 14 の 3 に記載した利用目的追加申出書により申出を行い、受託機関等の承諾を得る。

なお、一旦、委託申出者が利用目的に従って学術研究の成果の公表に付随するものとして、あるいは、高等教育における利用として、統計成果物そのもの（オーダーメイド集計として作成された集計表等）を公表した後においては、当該統計成果物は、公的統計として公表されるものと同様に社会一般において利用可能なものとなることから、委託申出者についても公表された統計を用いているものと整理し、上記の受託機関等の承諾を得る必要はないものとする。

【参考】利用可能な統計調査(オーダーメイド集計)

府省名	統計調査名	提供対象
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～26年7-9月期
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～25年度
	消費動向調査	平成16年度～25年度 (月次調査)
総務省	国勢調査	昭和55年, 60年、平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年
	労働力調査	昭和55年1月～平成25年12月 (月次調査)
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成25年12月 (月次調査)
	住宅・土地統計調査	昭和53年, 58年, 63年、平成5年, 10年, 15年, 20年
	就業構造基本調査	昭和54年, 57年, 62年、平成4年, 9年, 14年, 19年, 24年
	社会生活基本調査	昭和56年, 61年、平成3年, 8年, 13年, 18年, 23年
	家計調査	昭和56年1月～平成25年12月 (月次調査)
	全国消費実態調査	平成16年、21年
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成25年度
文部科学省	学校基本調査	平成20年度～24年度
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～25年
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～23年
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～25年
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年
	患者調査	平成20年、23年
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年
	漁業センサス	平成15年、20年
	海面漁業生産統計調査	平成19年～25年
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年1月～25年12月(月次調査)
	農業経営統計調査	平成20年～24年
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年～25年調査(平成19年～24年実績)
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～26年3月(月次調査)
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月以降の各調査期

合計 26調査(239年次分)(平成26年度中に提供開始予定のものを含む。)

【参考】利用件数(オーダーメイド集計)

統計調査名	件数					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累計
法人企業景気予測調査(内閣府・財務省)	0	1	0	0	0	1
消費動向調査(内閣府)	-	0	0	1	1	2
国勢調査(総務省)	4	8	2	8	5	27
労働力調査(総務省)	-	1	0	3	0	4
住宅・土地統計調査(総務省)	-	0	4	3	2	9
就業構造基本調査(総務省)	-	0	0	1	2	3
社会生活基本調査(総務省)	-	0	1	0	0	1
家計調査(総務省)	-	0	1	1	0	2
全国消費実態調査(総務省)	-	0	1	1	0	2
学校基本調査(文部科学省)	0	1	0	0	0	1
賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	0	0	0	1	2	3
人口動態調査(厚生労働省)	-	0	1	1	0	2
患者調査(厚生労働省)	-	-	0	1	1	2
建築着工統計調査(国土交通省)	-	1	0	0	0	1
合計	4	12	10	19	13	58

※ 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を受け付けているものがあるため、合計欄の数字は各統計調査の利用件数を合計した数字と一致しない。